平成２８年（フ）第１号
栃木県佐野市田沼町1550番地１　ハーベストパレスⅡ　Ｂ101、前住所栃木県佐野市戸奈良町1765番地１
債務者　土澤　麻衣（旧姓田沼）
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１２０号
静岡市葵区大岩４丁目20番28―305号
債務者　堀田　博子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４０号
横浜市中区三吉町３番地19　末広荘501号室
債務者　澁谷　　稔
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４１号
横浜市都筑区荏田南２丁目26番６―303号
債務者　柴内ゆかり
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４５号
横浜市港南区日野南１丁目32番５号　ガーデンハイツ港南台１―101
債務者　副島　浩一
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
長崎県佐世保市黒髪町4995番地、前住所埼玉県越谷市大沢４丁目12番36号　野口テラスハウス102号
債務者　西野　　猛
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
静岡市清水区幸町16番４号
債務者　杉山　友章
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３２号
埼玉県坂戸市薬師町１―１―502
債務者　関　　真一
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５４号
東京都葛飾区白鳥４丁目17―８―203
債務者　石居　知絵
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６０号
東京都世田谷区用賀４丁目12―５―105
債務者　山本　洋行
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６１号
東京都世田谷区松原５丁目48―22―103
債務者　設楽　　祐
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７８号
東京都江東区塩浜１丁目３―４―905
債務者　藤平　幸子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９２号
東京都台東区千束４丁目28―11―303
債務者　江原　朋也
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９３号
東京都江戸川区上一色１丁目７―10―301
債務者　宇内　慎二
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９４号
東京都足立区千住旭町９―８　佐々木荘７
債務者　村川　淳子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部